

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

規 則  
○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表企画部の項中、「行政評価室」及び「土地対策課」を削り、同表保健福祉部の項中「介護保険室」を「ねんりんピック推進室」に、「子ども家庭課 子育て支援室」を「子育て支援課」に改め、同表経済商工観光部の項中「新産業振興課」の下に「自動車産業振興室」を加え、「仙台北部工業団地整備室」を削り、「国際政策課 国際経済課」を「国際経済・交流課 海外ビジネス支援室」に改める。

第十一条危機対策課の分掌事務の項第十号中「緊急事態対策本部」を「緊急対処事態対策本部」に改める。

第十二条政策課の分掌事務の項に次の二号を加える。

九 行政評価に関する総合的な企画及び調整に関すること。

十 県民意識調査に関すること。

第十二条行政評価室の分掌事務の項を削り、同条地域振興課の分掌事務の項に次の九号を加える。

十一 国土利用計画県計画の策定及び国土利用計画市町村計画の助言等に関すること。

十二 土地利用基本計画の策定及び調整に関すること。

十三 土地に関する権利の移転等の許可及び届出に関すること。

十四 地価に関すること。

十五 遊休土地の措置に関すること。

十六 公有地の拡大に係る土地の先買いの連絡調整に関すること。

十七 国土調査に関すること。

十八 不動産鑑定業に関すること。

十九 市町村の土地対策の助言等に関すること。

第十二条土地対策課の分掌事務の項を削る。

第十三条共同企画社会推進課の分掌事務の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを

一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪被害者等の支援の調整に関すること。

第十四条長寿社会政策課の分掌事務の項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、

第五号を第六号とし、同項第四号中「高齢者保健福祉計画」を「高齢者福祉計画」に改め、同号

を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護保険に係る事業の推進に関すること。

第十四条長寿社会政策課の分掌事務の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条介護保

険室の分掌事務の項を次のように改める。

ねんりんピック推進室

第二十五回全国健康福祉祭宮城・仙台大会に関すること。

第十四条子ども家庭課の分掌事務の項中「子ども家庭課」を「子育て支援課」に改め、同項中第九

号を第十三号とし、第三号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。

三 少子対策の推進に関すること。

四 地域の子育て支援施策の推進に関すること。

五 児童の健全育成に関すること。

六 保育に関すること。

第十四条子育て支援室の分掌事務の項を削る。

第十五条新産業振興課の分掌事務の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号ま

でを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

自動車産業振興室

自動車関連産業の振興に関すること。

第十五条産業立地推進課の分掌事務の項第四号中(仙台北部工業団地整備室の所管に属するものを除く。)を削り、同条仙台北部工業団地整備室の分掌事務の項を削り、同条商工経営支援課の分掌事務の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例(平成二十一年宮城県条例第一号)第一条第三号に規定する特定大規模集客施設(以下「特定大規模集客施設」という。)の同条第五号に規定する立地誘導地域(以下「立地誘導地域」という。)への立地の誘導及び地域貢献活動の促進に必要な措置に関すること。

第十五条国際政策課の分掌事務の項中「国際政策課」を「国際経済・交流課」に改め、同項第一号中「国際政策」を「国際経済施策及び国際交流施策」に、「及び調整」を「調整及び推進」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条国際経済課の分掌事務の項中「国際経済課」を「海外ビジネス支援室」に改め、同項第一号中「国際経済施策の総合的な企画、調整及び推進」を「海外ビジネスの支援」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十八条事業管理課の分掌事務の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定により知事の許可を受けた建設業者に係るものに限る。)

第十八条建築宅地課の分掌事務の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同項第十三号中「住宅宅地関連公共施設整備」を「住宅市街地基盤整備」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること(宅地建物取引業法昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項の規定により知事の免許を受けた宅地建物取引業者に係るものに限る。)

第十八条建築宅地課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十七 エネルギーの使用の合理化に関すること(建築物及び住宅に係るものに限る。)

第十九条契約課の分掌事務の項第一号中「(昭和二十四年法律第百号)」を削る。

第二十一条の四第一項の表企画部の項中

政策課	行政評価室
情報政策課	情報産業振興室

を

情報政策課	情報産業振興室
-------	---------

に改め、同

表保健福祉部の項中

介護保険室
-------

を

ねりんびック推進室
-----------

に、

健康推進課	疾病・感染症対策室
子ども家庭課	子育て支援室

を

健康推進課	疾病・感染症対策室
-------	-----------

に改め、同

表経済商工観光部の項中

産業立地推進課	仙台北部工業団地整備室
---------	-------------

を

新産業振興課	自動車産業振興室
国際経済・交流課	海外ビジネス支援室

に改める。

第二十二条第三項の表危機対策企画専門監の項に次のように加える。

企画・評価専門監	政策課	上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに行政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。
----------	-----	--

第二十二条第三項の表男女共同参画推進専門監の項に次のように加える。

福祉団体指導監督専門	社会福祉課	上司の命を受け、福祉団体の指導及び検査に関する事務を掌理する。
------------	-------	---------------------------------

第二十二条第三項の表医療政策専門監の項の次に次のように加える。

介護政策専門監	長寿社会政策課	上司の命を受け、介護の基盤の整備の推進に関する事務を掌理する。
子育て政策専門監	子育て支援課	上司の命を受け、子育て支援施策及び少子対策に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。

第二十二条第三項の表自動車産業振興専門監の項及び企業立地推進専門監の項を削り、同表経営指導専門監の項中「受け、」の下に「商業の振興並びに」を加え、同表商業振興専門監の項、国際経済専門監の項及び木材産業振興専門監の項を削る。

第二十七条第一項の表技術副所長の項中「仙南保健福祉事務所」の下に「仙台保健福祉事務所」を加え、同条第二項の表副支所長の項及び技術副支所長の項を削り、同表次長の項及び技術次長の項中「又は出先機関の長及び副支所長」を削り、同条第六項の表食品衛生指導専門監の項中「仙台保健福祉事務所塩釜総合支所」を「仙台保健福祉事務所」に改める。

第四十条第一項の表宮城県仙台保健福祉事務所の項中「仙台市」を「塩竈市」に

改め、同条第三項中「(仙台保健福祉事務所を除く。)」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項の表宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所の項を削り、同項を同条第六項とし、同条中第八項を削り、第九項を第七項とし、同条第十項中「及び福祉部」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十二項を第十項とし、第十三項を次のように改める。

13 第七項の所掌事務のうち、支所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 保健及び福祉に関する情報提供及び連絡調整に関すること。

二 環境衛生に関する連絡調整に関すること(事業担当区域内に位置する保健所の支所の分掌事務に係るものに限る。)

第四十条中第十三項を第十一項とし、第十四項を削る。

第四十一条第三項中「第七項第三十三号及び第三十四号」を「第六項第三十三号及び第三十四号」に改め、同条第四項中「(塩釜保健所を除く。)」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条第七項第五十二号中「容器包装廃棄物の分別収集の促進等」を「循環型社会の形成の推進」に改

め、同項中第六十号を第六十二号とし、第五十三号から第五十九号までを二号ずつ繰り下げ、第五十二号の次に次の二号を加え、同項を同条第六項とする。

五十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること(土木事務所の所管に属するものを除く。)  
五十四 使用済自動車の再資源化等に関すること。

第四十一条第八項中「第五十三号まで、第五十五号から第五十七号まで及び第六十号」を「第五十五号まで、第五十七号から第五十九号まで及び第六十二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に、「第六十号」を「第六十二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十三条第十項総務部の分掌事務の項第二十二号中「こと」の下に「(仙台地方振興事務所を除く。)」を加え、同条第十項地方振興部の分掌事務の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 産業に関する人材の育成に関すること。

第六十三条第十一項地方振興部の分掌事務の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 産業に関する人材の育成に関すること。

第六十三条第十一項農業振興部の分掌事務の項第四号中「(遊休農地対策に係るものを除く。)」を削り、同条第十二項を次のように改める。

12 地方振興事務所の支所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 職員宿舎の維持管理に関すること(他部局の所管に属するものを除く。)

二 合同庁舎の維持管理に関すること。

三 県政の広報及び広聴に関すること。

四 県政相談及びその調整に関すること。

五 一般旅券の発給申請の受理及び交付に関すること。

六 工事の契約に関すること。

七 収入証紙の返還及び交換並びに受払いに関すること。

八 第十項農業農村整備部の分掌事務の項に掲げる事務 ただし、農業農村整備部の分掌事務の項第二十七号中「農業振興部」とあるのは、「農林振興部」とする。

第六十三条第十三項中「の南三陸支所の分掌事務の項」を削る。

第九十五条第四項中第四十一号を第四十二号とし、第三十六号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 エネルギーの使用の合理化に関すること(建築物及び住宅に係るものに限る。)

第九十五条第五項中第三十四号を第三十五号とし、第二十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 エネルギーの使用の合理化に関すること（建築物及び住宅に係るものに限る。）。

第九十七条の二第三項の表宮城県大崎地方ダム総合事務所上大沢ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

宮城県大崎地方ダム総合事務所岩沢ダム管理事務所	大崎市	大崎市
宮城県大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所	加美郡加美町	加美郡加美町

別表第一宮城県交通安全対策会議の項を削り、同表宮城県国土利用計画審議会の項中

「土地対策課」を「地域振興課」に改め、同表宮城県土地利用審査会の項の次に次のように加える。

宮城県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十六条第二項に掲げる事項に関すること。	総合交通対策課
-------------	---	---------

別表第二宮城県社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第一項に掲げる事項に関すること。	同
-----------------------	-------------------------------	---

別表第二地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の項中、「（平成十五年法律第百十八号）」

を削り、同表宮城県行政評価委員会の項中「行政評価室」を「同」に改め、同表宮

城県周産期・小児医療協議会の項を削り、同表宮城県衛生検査所精度管理専門委員会の項中

「同」を「医療整備課」に改め、同表宮城県身体拘束ゼロ作戦推進委員会の項を削

り、同表みやぎ高齢者元気プラン推進委員会の項中「同」を「長寿社会政策課」に改め、

同表宮城県次世代育成支援対策地域協議会の項中

「子ども家庭課」を「子育て支援課」に改め、

同表宮城県大規模小売店舗立地専門委員会の項の次に次のように加える。

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会	特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関すること。	同
---------------------	---------------------------------	---

別表第二宮城県多文化共生社会推進審議会の項中

「国際政策課」を「国際経済・交流課」に改め

る。

別表第三乳児院の項中

「子ども家庭課」を「子育て支援課」に改め、同表みやぎ

産業交流センターの項中

「財団法人みやぎ産業交流センター」を「国際経済課」に改め、

「夢メッセみやぎ管理運営共同事業体（平成二十一年九月四日にみやぎ産業交流センターの指定管理業務を行うために夢メッセみやぎ管理運営共同事業体という名称で結成された事業体という。）」を「海外ビジネス支援室」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十一条危機対策課の分掌事務の項第十号の改正規定、第十四条長寿社会政策課の分掌事務の項第四号の改正規定（同号を同項第五号とする部分を除く）、第十八条建築宅地課の分掌事務の項第十三号の改正規定（同号を同項第十四号とする部分を除く）、第六十二条第十二項及び第十三項の改正規定並びに別表第二宮城県周産期・小児医療協議会の項を削る改正規定、同表宮城県衛生検査所精度管理専門委員会の項の改正規定、同表宮城県身体拘束ゼロ作戦推進委員会の項を削る改正規定及び同表みやぎ高齢者元気プラン推進委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。